(4)　「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第６条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第２条第２項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

10　「住宅瑕疵担保責任保険法人が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令第29条の２第３項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第５号に規定する修繕若しくは模様替であることにつき調査を行った建築士について、次により記載すること。

(1)　「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名及び住所を記載するものとする。

(2)　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

(3)　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

(4)　「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第６条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第２条第２項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

○国土交通省告示第三百九十五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十条の二第九項、第三十八条の四第十九項及び第四十二条の三第一項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準を次のように定めたので告示する。

平成二十四年三月三十一日　　国土交通大臣　前田　武志

租税特別措置法施行令第二十条の二第九項、第三十八条の四第十九項及び第四十二条の三第一項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「法」という。）第二条第一項第七号に規定する施行再建マンション（以下「施行再建マンション」という。）の住戸の規模及び構造の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　施行再建マンションの住戸の規模が、マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号。以下「施行規則」という。）第十五条第一項第一号に掲げる基準に適合するものであること。

二　施行再建マンションが施行規則第十五条第二項の規定の適用を受けるものであり、かつ、当該施行再建マンションの住戸の規模及び構造が次のイ及びロに掲げる基準に適合するものであること。

イ　施行再建マンションの各戸の専有部分（法第二条第一項第十号に規定する専有部分をいう。以下同じ。）の床面積の平均が、次の(1)から(3)までに掲げる住戸の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める値以上であること。

(1)　法第二条第一項第六号に規定する施行マンション（以下「施行マンション」という。）に現に居住する施行規則第十五条第一項第一号に規定する単身者（以下「単身者」という。）の居住の用に供する住戸　二十五平方メートル

(2)　施行マンションに現に居住する六十歳以上の者（単身者を除き、その者の有する施行マンションの区分所有権（法第二条第一項第八号に規定する区分所有権をいう。）又は敷地利用権（同項第十三号に規定する敷地利用権をいう。）の価額を考慮して、施行再建マンションの住戸の専有部分の床面積を五十平方メートル以上とするために必要な費用を負担することが困難であると都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）が認める者に限る。）の居住の用に供する住戸　三十平方メートル

(3)　(1)及び(2)に掲げる住戸以外の住戸　五十平方メートル

ロ　施行再建マンションの住戸の構造が、各戸の界壁（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第七十八条の二に規定する耐力壁である界壁を除く。）の配置の変更により、各戸の専有部分の床面積を変更することができるものであること。

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）第十二条、第十七条第三項及び第十八条第二項の規定に基づき、並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）及び同令を実施するため、内閣所管東日本大震災復興特別会計事務取扱規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日　　内閣総理大臣　野田　佳彦

内閣所管東日本大震災復興特別会計事務取扱規則

（所管部局長の指定の通知）

第一条　内閣総理大臣は、特別会計に関する法律施行令（以下「令」という。）第十七条第三項に規定する所管部局長の指定をした場合には、遅滞なく、その旨を復興大臣に通知しなければならない。

（会計全体の計算に関する書類等）

第二条　所管部局長（前条の規定により指定された所管部局長をいう。以下同じ。）は、令第十二条に規定する歳入歳出予定計算書、繰越明許費要求書、国庫債務負担行為要求書及び歳入歳出決定計算書に記載すべき事項を明らかにした書類を作成し、別表第一に掲げる期限までに、総括部局長（令第十二条の規定に基づき復興大臣により指定された総括部局長をいう。以下同じ。）に送付しなければならない。

2　令第十二条に規定する会計全体の計算に関する書類で所管大臣の定めるものは、別表第二の上欄に掲げるものとする。

3　所管部局長は、前項に規定する書類に記載すべき事項を明らかにした書類を作成し、別表第二の下欄に掲げる期限までに、総括部局長に送付しなければならない。

（徴収済額集計表及び支出済額集計表の様式）

第三条　令第十七条第三項に規定する徴収済額集計表及び令第十八条第二項に規定する支出済額集計表の様式は、それぞれ別紙第一号書式及び第二号書式によるものとする。